

《裏》

【注意事項】

- ①一連の治療を分けて申請することはできません。1回の治療計画ごとに受診等証明書を作成してください。
ただし、妊娠確認前に当該治療計画を中止した場合は助成の対象となります。
- ②次の費用は助成の対象となりません。
- ・自費診療と併用して行われた先進医療に係る費用
 - ・食事代、ベッド代等直接治療に関係ない費用
- (※1) 治療期間については、治療計画に基づき記載してください。
- (※2) 治療期間内に行った先進医療に要した費用のうち、自己負担（領収）額を記入してください。本証明書への記載料を徴収する場合はその金額も含むことができます。

＜参考＞治療ステージ

助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）
- C 以前に凍結した胚による凍結胚移植を実施
- D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
- E 受精できず、又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。
- M 男性不妊治療（特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）
なお、採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も対象となります。

（注）採卵に至らないケース（女性への侵襲的治療のないもの）は助成の対象となりません。